

令和 8 年度「東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金」募集要領

本市では、子どもの居場所づくり推進のため、子ども食堂や子どもの居場所づくりの事業を市内で行う団体に対し、予算の範囲内で補助を行います。

この補助は、「東金市補助金等交付規則」と、「東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱」に基づきます。

1 募集期間 令和8年6月9日(火)から令和8年6月24日(水)まで

※募集期間の後も随時受け付けます。ただし、予算額に達した時点で終了します。

2 補助対象期間 令和 8 年 7 月実施分から令和 9 年 2 月実施分まで

3 補助対象団体の要件

補助の対象となる団体は、本市の区域内において子ども食堂等を実施する団体で、次の(1)~(3)の要件全てを満たすものとします。

(1) 補助金の交付の申請日前 6 月以内に子ども食堂等を実施した実績を有すること。

(2) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、規約その他のこれらに相当するものを備えていること。

(3) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

ア 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

イ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

※上記にかかわらず、子ども食堂等を実施する団体の役員等が、暴力団員である場合や、暴力団・暴力団員と密接な関係がある場合は、補助の対象としません。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業です。

1. 子ども食堂

無料又は低額な料金で子どもに栄養に配慮した食事を提供する事業で、次の要件を満たすもの。

(1) 月 2 回以上実施すること。

(2) 主たる利用者が、市内在住の子ども及びその保護者であること。

(3) 子ども及びその保護者の状況を確認し、相談に応じるとともに、支援が必要であると認められる場合は、支援機関につなぐ等の対応を行うこと。

2. 子どもの居場所づくり(一般型)

子ども食堂の要件を満たしたうえで、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所を開設し、自主学習や遊び体験その他子どもの健全な育成に資する活動を実施する事業で、次の要件を満たすもの。

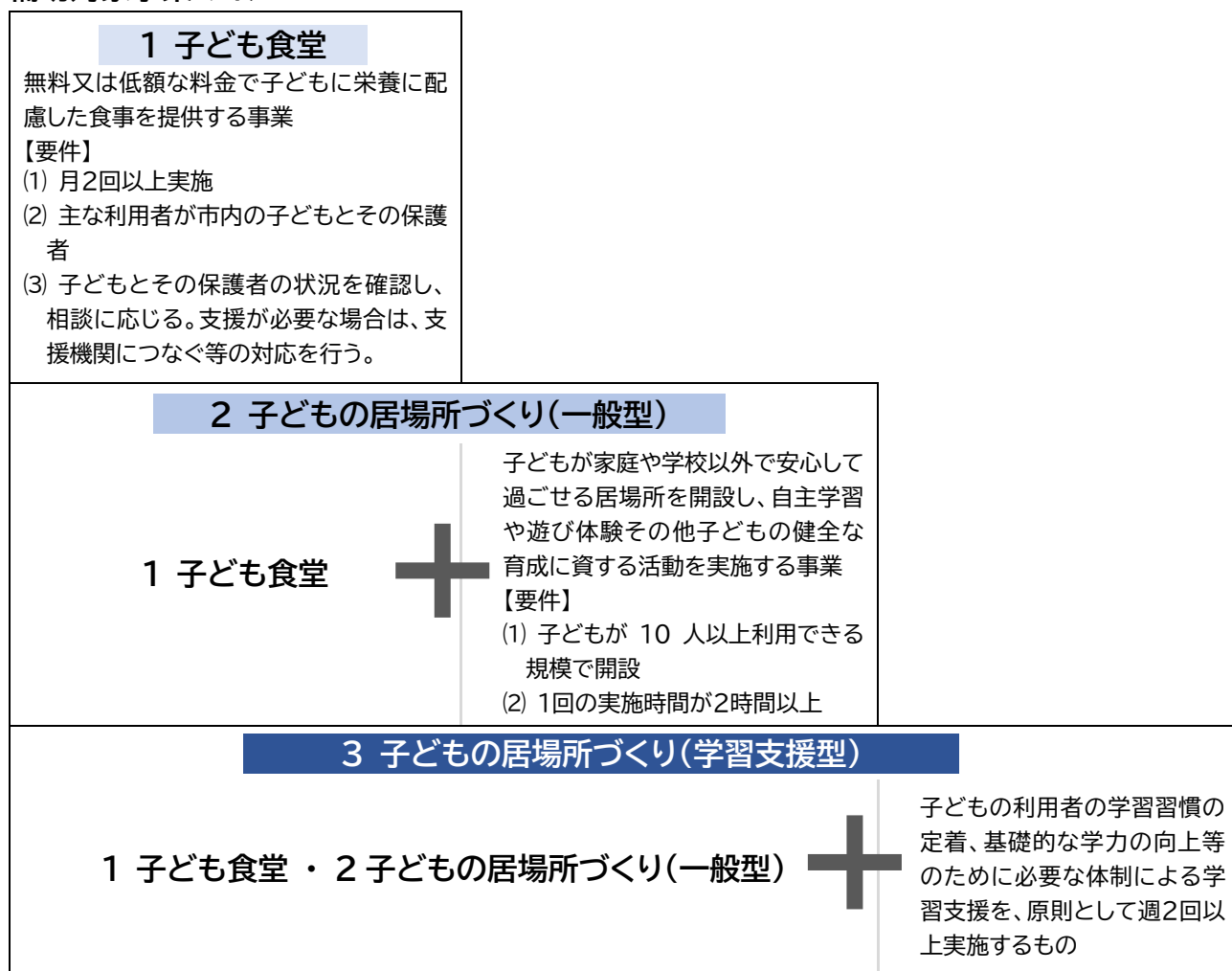
(1) 子どもの利用者を 10 人以上とすることが可能な規模で実施すること。

(2) 1 回の開設時間が 2 時間以上であること。

3. 子どもの居場所づくり(学習支援型)

子ども食堂、子どもの居場所づくり支援（一般型）の要件を満たしたうえで、子どもの利用者の学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために必要な体制による学習支援を、原則として週2回以上実施するもの。

補助対象事業のイメージ



※ 子どもの生活に必要な物品の提供について

市長が特に必要と認めるときは、生活に困窮する子どもの利用者に対し、文房具、生理用品その他の当該子どもの生活に必要な物品の提供を補助対象事業に含めることができます。

※ 対象外となる事業

次のような事業は補助対象事業としません。

- (1) 公安を害し、風俗を乱し、又は公共の福祉に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の宗教団体その他の宗教的団体を支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (4) (1)～(3)のほか、市長が適当でないと認める事業

5 補助金交付の条件

補助金の交付を受けるにあたっては、以下の条件を満たすことが必要です。

- (1) 補助対象事業の実施に関し、安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じること。
- (2) 補助対象事業において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えること。
- (3) 補助対象事業をインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により一般に周知すること。
- (4) 補助対象事業の利用者を特定の団体の構成員等の特定の者に限定しないこと。
- (5) 補助対象事業の利用者の氏名、住所、連絡先その他必要な事項を記載した名簿を作成し、補助対象事業の終了した日の属する市の会計年度の終了後、5年間保管すること。
- (6) 個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。
- (7) 補助対象事業の利用者に対して補助対象事業に対する意識の状況を把握するためのアンケート調査を実施すること。また、その結果を市長に提供すること。
- (8) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (9) 事業を安定的かつ継続的に運営できるよう、民間団体や個人からの寄付の募集に努めること。
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

6 補助金の額

補助金の額は、次の(1)(2)のうちいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。ただし、下表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表の補助上限額に掲げる額を上限とします。

- (1) 補助対象経費の合計額
※補助対象事業の実施にあたり、寄附金その他の収入がある場合は控除します。
- (2) 下表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象事業を実施した回数に、同表の算定基準額に掲げる額を乗じて得た額

補助金の額

補助対象事業	算定基準額	補助上限額
子ども食堂	16,000円/回	768,000円
子どもの居場所づくり（一般型）	19,000円/回	912,000円
子どもの居場所づくり（学習支援型）	20,000円/回	1,680,000円

((2)の計算例)「子どもの居場所づくり」を実施する場合で、補助金の交付決定を受けた日以降の開催回数が20回の場合… $20 \text{回} \times 19,000 \text{円} = 380,000 \text{円}$

「子ども食堂」を実施する場合で、補助金の交付決定を受けた日以降の開催回数が50回の場合… $50 \text{回} \times 16,000 \text{円} = 800,000 \text{円} > 768,000 \text{円} \rightarrow 768,000 \text{円}$

7 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費とします。

	区 分	内 容
1	謝礼金	ボランティアへの謝礼やイベントの講師に支払う謝金 など ※従業員（常勤職員及び非常勤職員）の人件費、共済費は補助対象外
2	研修費	保健衛生に係る研修会への参加料、受講料 など
3	旅費	食材・食事の運搬時に必要な交通費、研修への参加交通費 など
4	消耗品費（取得単価 1万円未満のものに限る。）	チラシや活動資料等の作成のためのコピー用紙、インク代、食器、調理用品、衛生用品 など ※備品購入費は補助対象外
5	燃料費	食材・食事の運搬時に必要な車両のガソリン代 など
6	食糧費	子ども及び保護者に提供する弁当・惣菜の購入代 など
7	印刷製本費	チラシや活動資料等の印刷費 など
8	光熱水費	会場の電気代、ガス代、水道代
9	食材購入費	子ども及び保護者に提供する食材の購入代 など
10	通信運搬費	インターネットの通信料、携帯電話の通話料、切手代、ハガキ代
11	手数料	振込手数料 など
12	保険料	保険掛金 など
13	委託料	ホームページの作成、チラシ・ポスターのデザイン等の委託料 など
14	使用料	栄養管理・栄養計算ソフトの使用料 など
15	賃借料	会場や駐車場の借用に係る費用、車両や物品の借用に係る費用 など

(注)

- 1 いずれの補助対象経費についても、子ども食堂等の実施に直接必要な経費に限ります。
- 2 次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、補助対象経費としません。
 - (1) 価格が著しく高額であると市長が認めるもの
 - (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費
 - (3) 建物改修費及び工事費
 - (4) (1)～(3)のほか、市長が適当でないと認めるもの
- 3 補助対象事業との関連が明確でない経費は、補助対象経費としません。
- 4 **燃料費、光熱水費、通信運搬費、賃借料その他の補助対象経費の算出について**
例えば、「月額での支払いである場合」や「使用割合が10/10でない場合」は、実情に応じた割合で按分をする等、適切な方法により補助対象経費を算出します。

8 申請方法

交付申請書に、補助対象事業計画書その他の必要書類を添えて、社会福祉課社会係へ提出します。

※申請に要する経費は、申請団体の負担とし、提出いただいた書類は、審査結果に関わらず返却しません。

※事業内容を大きく変更する場合は、変更交付申請が必要です。

問い合わせ・提出先 〒283-8511 東金市東岩崎1番地1
東金市 市民福祉部 社会福祉課 社会係
電話番号 0475-50-1233

申請に必要な書類（☆…様式あり。ホームページからダウンロードできます。）

- 東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（要綱第1号様式） ☆
- 関係書類 (1) 補助対象事業計画書 ☆
 - (2) 収支予算書 ☆
 - (3) 経費の配分調書 ☆
 - (4) 経費の負担調書 ☆
 - (5) 補助金等交付申請額算出調書 ☆
 - (6) 補助金の交付の申請日前6月以内に子ども食堂等を実施した実績を有することが分かる書類
 - (7) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、規約その他のこれらに相当するもの
 - (8) 誓約書（3条1項3号該当） ☆
 - (9) 誓約書（3条2項各号非該当） ☆

9 交付決定

事業計画や必要経費について確認の上、交付について決定し、書面で通知します。

なお、募集期間中の申請額の計が予算額を超えた場合、予算額の範囲で調整を行います。

10 補助対象事業の実績報告

補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象事業を完了したときは、市長が定める期日までに実績報告が必要です。また、年度の途中においても必要な報告を求める場合があります（東金市補助金等交付規則第11条）。

実績報告に必要な書類（☆…様式あり。ホームページからダウンロードできます。）

- 東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（要綱第5号様式） ☆
- 関係書類 (1) 補助対象事業実績書 ☆
 - (2) 補助金精算書 ☆
 - (3) 収支決算書 ☆
 - (4) 領収書の写しその他の補助対象経費の支出を証する書類
- アンケート「利用者支援の状況について」

※必要に応じて、実施状況に関する報告書類を追加で求めることがあります。

11 交付請求

補助対象事業の実績報告完了後、市長は補助金額を確定し、申請者へ補助金額確定通知書により通知します。その後、申請者は市長へ交付請求書を提出します。

また、補助金は、交付決定後に申請者から市長へ概算払請求書を提出することで、事業完了前に概算払いを受けることもできます。この場合は、補助金額確定後に精算を行います。

交付請求に必要な書類（いずれも様式あり。ホームページからダウンロードできます。）

- 東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書（要綱第7号様式）
- 東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書（要綱第8号様式）

12 食品衛生管理

子ども食堂の運営上留意すべき事項のうち、食品安全管理に関して運営者や調理担当者等の方に守っていただきたい衛生管理のポイントについて、厚生労働省から示されています。

●子ども食堂における衛生管理のポイント（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html

なお、事業の実施に当たっては、食品衛生法に基づく食品営業許可の取得が必要な場合があります（施設基準等あり。）。事業開始前に、補助対象事業計画書等の事業内容がわかる書類をご用意の上、山武保健所 健康生活支援課（電話：0475-54-0611）にて相談・指導を受けてください。

13 補助金交付についての規則・要綱

規則、要綱はホームページに掲載するほか、窓口でも配布します。

- 東金市補助金等交付規則
- 東金市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

【参考】申請から交付までの大まかな流れ

- ① 交付申請（申請者→市）
↓
- ② 交付決定（市→申請者）
↓
- ③ 事業実施【7月～令和9年2月】
↓
- ④ 実績報告（申請者→市）
↓
- ⑤ 確定通知（市→申請者）
↓
- ⑥ 交付請求（申請者→市）
↓
- ⑦ 補助金交付（市→申請者）

※補助金は、②交付決定の後に概算払いによる交付もできます。その場合、実績報告後に精算を行います。概算払いを希望しない場合は、実績終了後に確定額を交付します。

問い合わせ

東金市 市民福祉部 社会福祉課 社会係 電話番号 0475-50-1233